

第62回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
 - 「会計監査人の状況」
 - 「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - 「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」
- 計算書類
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「重要な会計方針及びその他の注記」

第62期

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

ケル株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

(1) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の基本方針は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすために、企業行動基準、社内規程を全役職員に周知徹底させるとともに、これを実践的に運用し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- (2) 取締役及び使用人に対して定期的な教育を実施し、コンプライアンス尊重意識の高揚を図る。
- (3) 反社会的勢力からの不当要求に対しては、外部専門機関と連携のうえ、組織全体で毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断する。
- (4) コンプライアンスの維持及び経営の効率性の確保は、各取締役が分掌範囲について責任を持って行う。
- (5) 内部通報制度を活用し、違法行為や倫理違反等に対し、社内で自浄作用を働かせ、不祥事の未然防止を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会・取締役会・経営会議等の議事録、稟議決裁書その他職務の執行に係る情報を文書管理規程の定めるところにより適切に保存し管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメント基本規程及び経営危機管理規程に基づき、リスク管理を適切に行う。
- (2) 内部監査・ISO室による各種監査の実施や内部通報制度の活用により、リスクの早期発見、早期解決を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期事業計画を定め、会社が達成すべき目標を明確化するとともに、各取締役の業務目標を明確化し、その評価方法を明らかにする。
- (2) 取締役の意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については経営会議の合議により慎重な意思決定を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の企業行動基準を全子会社に適用し、子会社の全従業員に周知徹底させるとともに、子会社の規程等を整備し、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。
- (2) 子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制
当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、「関係会社管理規程」に基づき適切に管理する。
当社は、子会社の経営成績、財務状況その他の重要な情報について、月次並びに四半期毎に、決算財務報告及びその他の重要な情報の提出を求める。
- (3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の「リスクマネジメント基本規程」を全子会社に適用し、グループ全体のリスク管理を適切に行う。
- (4) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社が効率的に事業運営を行うために、子会社からの決算財務等の報告時に、子会社の取締役等に対し、事業運営の状況等について担当役員がヒアリング等を実施し、必要に応じてアドバイスを行い、対応策を検討する。子会社は、グループ全体の事業計画に参画するために、半期毎に予算を策定し、当社の取締役会に諮るものとする。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告に係る内部統制基本方針書に基づき業務を運用し、財務報告の信頼性の向上を図り、財務報告の内容に虚偽記載が生じることのないように努める。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の職務は、内部監査・ＩＳＯ室においてこれを補助するものとする。
8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- (1) 内部監査・ＩＳＯ室の使用人は、監査等委員会を補助すべき職務については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。
- (2) 内部監査・ＩＳＯ室の使用人の人事異動・評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定する。

9. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

内部監査・ＩＳＯ室の使用人は、監査等委員会を補助すべき職務については、監査等委員会の指示命令に従うものとする。

10. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会等において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。
- (2) 取締役及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
- (3) 取締役及び使用人は、法令の違反行為等、会社に重大な損害を与える事項の発生、または発生するおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に報告するものとする。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人は、監査等委員会から事業等の報告、または業務及び財産の調査を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、その求めに迅速かつ的確に対応するものとする。
- (5) 子会社の取締役等及び使用人は、法令の違反行為等、当社または子会社に重大な損害を与える事実の発生、または発生するおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に報告するものとする。

11. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。また、監査等委員会は、報告を行った者及びその内容については、管理体制を整備し、報告を行った者が不利な取扱いを受けることを防止する。

12. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行についての費用の前払い・支払い請求をしたときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかにその処理を行う。

13. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査・ＩＳＯ室及び子会社の取締役等と情報・意見交換等を行う会合を定期的で開催し、緊密な連携を図るものとする。
- (2) 監査等委員会は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的な会合を開催する。
- (3) 監査等委員会は、職務の執行にあたり必要な場合には、弁護士等の外部専門家等との連携を図るものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおきましては、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

1. コンプライアンス

部長以上の社員と取締役で構成される経営会議において、コンプライアンスに関する意見交換を行っており、コンプライアンス体制の強化と意識向上を図っております。また、企業行動基準の遵守を年度方針の確認事項とし、当社およびグループ会社の全役職員に対し、企業行動基準の実践を推進しております。

また、当社では全役職員から会社の組織的・個人的な法令違反、反倫理的行為等に関する相談・通報を通じ、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的として内部通報制度を活用しており、内部通報制度の適正な運用を図るべく、内部通報制度運用規程を制定しております。

2. リスクマネジメント

リスクマネジメント委員会を開催し、全社的なリスクに関する課題・対応策、リスクマネジメント推進のための重要事項等を決定しております。ＥＳＧ・ＳＤＧｓといったサステナビリティ課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識しており、リスクマネジメント委員会で取り組みを進めております。

震災・テロ等の非常事態に備え、事業継続計画を策定し、事業の中断を最小限にとどめることを目的とした体制の構築を推進しております。また、情報セキュリティ教育の実施など、リスク管理体制の強化に努めております。

3. 子会社管理

関係会社管理規程に基づき、経営内容の把握のため、定期的に年次・四半期・月次決算等の資料の提出および報告を求めており、内容について検討を行っております。また、子会社より決算等の各種資料に基づき業績報告書が作成され、報告を受けております。

また、定期的に親会社の取締役・監査等委員・内部監査・ＩＳＯ室担当者・経理部担当者・総務部担当者が子会社に出向き、業務の適正を確保するための体制および運用状況の監査・監督・指示・指導等を行っております。

4. 監査等委員会

監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準および内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準等に基づき職務を執行し、監査等の実効性の確保に努めております。また、内部監査部門等との実効的な連携等を通じて、会社の業務および財産の状況に関する調査ならびに取締役、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証等を行い、取締役会に対する報告・提案、使用人に対する助言等を行っております。

監査等委員会は監査等委員以外の取締役に係る選任等および報酬等に対する意見陳述権が付与されております。コーポレートガバナンスの実効性向上のため、株主総会議案の有無にかかわらず選任等および報酬等について毎年検討し、また後継者育成や報酬方針についても事業継続の観点から業務執行取締役と議論を行い積極的に意見を述べております。当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員を置き情報収集に努めております。

5. 内部監査体制

内部監査・ＩＳＯ室が内部統制システム監査を行い、その監査内容について監査等委員会と意見交換し、監査や改善提案等の指示を受けるなど連携を図り、より実効的に監査が行える体制としております。また、代表取締役社長の直轄組織として、経営目標の達成に向けた効率的・効果的な業務遂行と最高経営責任者として社長が認識するビジネス・リスク等のコントロールのため、受査部門への直接の調査および報告聴取を含む監査を行っております。

6. 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制基本方針に基づき、有効な内部統制の仕組みを構築しております。定められた内部統制の原則、目標、評価範囲・方法・体制に沿って運用されており、信頼性のある財務報告を作成しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分の基本方針は、株主の皆様への利益還元を重視し安定的な配当の維持に努めることに加え、連結業績に応じた配当を行うことを基本とし、連結配当性向は40%以上を目標といたします。

内部留保につきましては、事業拡大・競争力強化に向けた新製品・新技術開発ならびに中長期の設備投資等の原資として活用し、持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

自己株式の取得につきましては、当社の経営環境や財務状況、株価の推移等に応じて、機動的に行う利益還元策のひとつとして位置付けておりますので、今後の状況を総合的に判断して対応してまいります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める剰余金の処分につきましては、定款の定め（2006年6月29日開催の第44回定時株主総会承認）により、取締役会決議で実施可能としております。

当事業年度の剰余金の処分につきましては、2024年5月9日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

剰余金の処分に関する決議内容（2024年5月9日取締役会決議）

剰余金の配当

- | | |
|------------|--------------|
| ・ 1株当たり配当金 | 48円 |
| ・ 配当金の総額 | 348,794,064円 |
| ・ 効力発生日 | 2024年6月5日 |

上記期末配当の実施により、2023年12月に実施した中間配当金1株当たり47円とあわせて、年間配当金は1株当たり95円となりました。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年4月1日 残高	1,617,000	1,440,058	11,648,041	△246,674	14,458,425
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△399,659		△399,659
剰余金の配当(中間配当)			△341,527		△341,527
親会社株主に帰属する 当期純利益			852,366		852,366
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)			-		-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	111,178	-	111,178
2024年3月31日 残高	1,617,000	1,440,058	11,759,220	△246,674	14,569,603

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2023年4月1日 残高	405,009	175,868	1,658	582,536	15,040,961
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△399,659
剰余金の配当(中間配当)					△341,527
親会社株主に帰属する 当期純利益					852,366
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	145,488	95,614	△2,542	238,560	238,560
連結会計年度中の変動額合計	145,488	95,614	△2,542	238,560	349,739
2024年3月31日 残高	550,497	271,483	△883	821,096	15,390,700

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 2社 |
| 連結子会社の名称 | 旺昌電子股份有限公司
科陸電子貿易(上海)有限公司 |
| (2) 非連結子会社の名称 | KEL Europe GmbH
科陸電子(香港)有限公司 |
| 連結の範囲から除いた理由 | 連結の範囲から除外した子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-------------------|---|
| 持分法を適用していない非連結子会社 | KEL Europe GmbH
科陸電子(香港)有限公司 |
| 持分法を適用していない理由 | 上記1.(2)に記載のとおり、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響がいずれも軽微であるため、持分法の適用から除外しております。 |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち科陸電子貿易(上海)有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15～50年
機械装置及び運搬具	6～11年
工具器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する。

当社グループは主にコネクタ、ラック、ソケット等の電子部品を製造・販売しております。

当社グループでは、製品を顧客に納品することを履行義務として識別しており、これらのうち製品の国内販売については、多くの場合、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、主として出荷時に収益を認識しております。海外販売についてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産および負債ならびに収益および費用は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,199,309千円 |
| 2. 保証債務 | |
| KEL Europe GmbH | 2,285千円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- | | |
|---------------------------|------------|
| 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数 | |
| 普通株式 | 7,743,000株 |
| 2. 配当に関する事項 | |
| (1) 配当金支払額 | |

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月10日 取締役会	普通株式	399,659	55	2023年3月31日	2023年6月6日
2023年11月8日 取締役会	普通株式	341,527	47	2023年9月30日	2023年12月6日
計	—	741,187	—	—	—

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月9日 取締役会	普通株式	348,794	利益剰余金	48	2024年3月31日	2024年6月5日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については元本割れリスクのない預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入および社債の発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建営業債権の為替変動リスクは、定期的に為替相場を把握し、管理しております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額12,000千円）は、「その他有価証券」には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 受取手形及び売掛金	2,842,259	2,842,259	—
(2) 電子記録債権	1,271,196	1,271,196	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,239,136	1,239,136	—
(4) 支払手形及び買掛金	608,922	608,922	—
(5) 電子記録債務	1,162,934	1,162,934	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金、ならびに 電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

支払手形及び買掛金、ならびに 電子記録債務

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	2,118円02銭
1 株当たり当期純利益	117円30銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

(単位：千円)

	品目別				合計
	コネクタ	ラック	ソケット	その他	
工業機器市場	2,836,288	616,450	36,507	41,421	3,530,667
医療機器市場	819,481	479,762	789	482	1,300,515
画像機器市場	1,510,576	1,927	34	402	1,512,941
車載機器市場	2,744,427	3,596	-	-	2,748,024
遊技機器市場	1,484,727	129	265,422	334	1,750,613
その他の市場	1,308,246	63,582	1,704	14,779	1,388,313
顧客との契約から生じる収益	10,703,747	1,165,449	304,458	57,420	12,231,077
外部顧客への売上高	10,703,747	1,165,449	304,458	57,420	12,231,077

(注) 「その他の市場」の主要な売上は通信機器、電子応用装置、事務用機械向けであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記4. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

なお、支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
契約負債	10,246千円

契約負債は、主に製品の引渡前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。

契約負債は、収益の認識に従い取り崩されます。

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			
				圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
2023年4月1日 残高	1,617,000	1,440,058	1,440,058	237,010	71,352	8,100,000	2,200,016	10,608,379
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						500,000	△500,000	－
圧縮記帳積立金の取崩					△3,208		3,208	－
剰余金の配当							△399,659	△399,659
剰余金の配当(中間配当)							△341,527	△341,527
当期純利益							992,538	992,538
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△3,208	500,000	△245,440	251,350
2024年3月31日 残高	1,617,000	1,440,058	1,440,058	237,010	68,143	8,600,000	1,954,576	10,859,730

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
2023年4月1日 残高	△246,674	13,418,763	405,009	13,823,772
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立		－		－
圧縮記帳積立金の取崩		－		－
剰余金の配当		△399,659		△399,659
剰余金の配当(中間配当)		△341,527		△341,527
当期純利益		992,538		992,538
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			145,488	145,488
事業年度中の変動額合計	－	251,350	145,488	396,839
2024年3月31日 残高	△246,674	13,670,113	550,497	14,220,611

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 6～11年

工具器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する。

当社は主にコネクタ、ラック、ソケット等の電子部品を製造・販売しております。

当社では、製品を顧客に納品することを履行義務として識別しており、これらのうち製品の国内販売については、多くの場合、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、主として出荷時に収益を認識しております。海外販売についてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	17,084,982千円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	799,086千円
短期金銭債務	16,779千円
3. 保証債務	
KEL Europe GmbH	2,285千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	2,662,175千円
仕入高	55,178千円
その他	70,782千円
営業取引以外の取引による取引高	266,668千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	476,457株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金否認	68,085千円
未払事業税否認	5,053
未払賞与社会保険料否認	10,760
棚卸資産評価損否認	18,805
退職給付引当金否認	150,099
関係会社株式評価損否認	16,845
関係会社出資金評価損否認	9,446
減価償却費損金算入限度超過額	7,915
減損損失否認	4,875
ゴルフ会員権評価損否認	2,706
その他	38,371
小計	332,967
評価性引当額	33,329
合計	299,637千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	225,128千円
圧縮記帳積立金	29,806
合計	254,934千円
繰延税金資産の純額	<u>44,703千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	科陸電子貿易 (上海)有限公司	所有 直接100.0%	当社製品の 販売 役員の兼任	製品の販売 (注)	1,034,263	売掛金	167,512
子会社	旺昌電子股份 有限公司	所有 直接100.0%	当社製品の 製造・販売 役員の兼任	製品の販売 (注)	377,639	売掛金	137,088
子会社	KEL Europe GmbH	所有 直接100.0%	当社製品の 販売・販売 支援 役員の兼任	製品の販売 (注)	761,430	売掛金	323,969

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,956円99銭
1株当たり当期純利益	136円59銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

なお、支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。